

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年3月まで

夫が自営業開始の準備のため、昭和46年8月31日に勤務先を退職し、当時、私は出産したばかりで多忙だったため、同年9月頃、夫に国民健康保険と国民年金の加入手続を行ってもらい、国民年金保険料は夫婦一緒に納付してくれていたはずなのに申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の昭和47年4月以降、60歳になるまで国民年金保険料を前納などにより全て納付し、同年7月から平成3年4月までの期間については付加保険料を納付している上、同年5月から60歳になるまで国民年金基金にも加入していることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続を行い、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるが、前後の被保険者の記録により、申立人の国民年金の加入手続は同年5月に行われたものと推認され、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

さらに、申立人の夫は、「納付勧奨を受け、納付書があれば必ず納付して

いた。」としており、当時、申立人が居住していたA県B市では、過年度の国民年金保険料の納付書を窓口に備え付け、求めに応じて発行していたことが確認できることから、申立人の夫の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年5月及び同年6月は28万円、同年7月は34万円、同年8月は28万円、20年8月及び同年11月から21年6月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月10日から同年9月1日まで
② 平成20年8月1日から21年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、有限会社Aから実際に支給された給与額が日本年金機構に記録されている標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間における標準報酬月額について、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成19年5月1日から同年9月1日までの期間、申立期間②のうち、20年8月1日から同年9月1日までの期間

及び同年 11 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書及び有限会社 A が保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、19 年 5 月及び同年 6 月は 28 万円、同年 7 月は 34 万円、同年 8 月は 28 万円、20 年 8 月及び同年 11 月から 21 年 6 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間中の算定基礎届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、適正な届出処理を行っていなかったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 19 年 4 月 10 日から同年 5 月 1 日までの期間及び申立期間②のうち、20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、給与支払明細書及び賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であるか、又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から37年2月14日まで

昭和36年4月3日にB株式会社C支店に入社し、同年6月からA株式会社に移籍したが、36年6月から37年2月まで厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社本社の元経理担当者及び同社C支店の複数の同僚の供述から判断すると、申立人はB株式会社C支店及び同社の関連会社であったA株式会社C支店に継続して勤務し（昭和36年6月1日に、B株式会社C支店からA株式会社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和37年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立てどおりの資格取得届や、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届などいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を

誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 37 年 2 月 14 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 36 年 6 月から 37 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。D市E区のC部からF工場に転勤した時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間が、被保険者期間となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社C部から同社F工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、申立人は、「D市のA株式会社C部が廃止されたのに伴い、同社F工場に異動した。」と供述しているところ、申立人が異動後に勤務した同社F工場は、昭和32年5月2日に新規適用事業所となっていることから、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部における昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任である可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年10月までの期間及び同年11月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から47年10月まで
② 昭和47年11月から48年3月まで

私が成人した頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。結婚してからは自分で納付し、集金人からは、これまで未納無く保険料を納付していると聞いていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和42年*月頃、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は母親が、申立期間②の保険料は自身が納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて婚姻前及び養子縁組先の氏名である「B(漢字氏名)」、「C(カナ氏名)」、「D(カナ氏名)」、「E(漢字氏名)」、「F(カナ氏名)」及び「G(カナ氏名)」で検索したが該当者はおらず、申立期間当時、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、20歳の誕生日前日の昭和42年*月*日を国民年金の被保険者資格の取得日として、婚姻後の氏名である「H(漢字氏名)」で49年2月にI市J区で払い出されており、申立人

が所持する国民年金手帳は48年12月15日に発行されていることが同手帳及び申立人に係る特殊台帳により確認でき、申立人はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、この時点で申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間①及び②を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特殊台帳では申立期間①及び②は未納である上、申立人からは遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの期間、55年7月から56年12月までの期間、58年1月から同年12月までの期間及び61年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から50年3月まで
② 昭和55年7月から56年12月まで
③ 昭和58年1月から同年12月まで
④ 昭和61年10月から同年12月まで

夫は身体障害者で生活が苦しい時もあり大変だったが、自営業のため退職金も無く国民年金保険料を納付しておかないといけないと思っていたので、未納期間は無いはずである。昭和50年頃に夫が夫婦の国民年金加入手続を行い、夫が障害基礎年金を平成5年3月から受給するまで、ずっと二人分一緒に保険料を納付していた。申立期間①の保険料は、納付方法は分からないが、夫が納付した。申立期間②は、A銀行B支店にある夫の口座から口座振替納付ができず納付書が自宅に届いたので、夫がC銀行D支店にある夫の口座から8万円ぐらいを4回ほど引き出して、E市F区役所又は金融機関で遡及納付した。申立期間③及び④は、3か月ごとに納付書により同区役所で夫が納付した。申立期間①から④までの期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年頃にその夫が夫婦の国民年金加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、納付方法は不明であるが夫が納付し、申立期間②は、A銀行B支店の夫の口座で口座振替納付ができず、納付書が自宅

に届いたので、夫がC銀行D支店にある夫の口座から8万円ぐらいを4回ほど引き出して、F区役所又は金融機関で遡及納付し、申立期間③及び④は、3か月ごとに納付書により同区役所で夫が納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃、その夫と一緒に国民年金に加入したものと推認され、この加入時点において、申立期間①の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人に係る特殊台帳には過年度納付及び特例納付を行った記録は見当たらない。

また、申立期間②について、後続する昭和57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料（申立人とその夫の二人分で2万7,000円）は59年4月24日に、57年4月から同年6月までの期間の保険料（同3万1,320円）は59年7月30日に、57年7月から同年9月までの期間の保険料（同3万1,320円）は59年10月31日に、57年10月から同年12月までの期間の保険料（同3万1,320円）は60年1月30日にそれぞれ過年度納付されていることが、特殊台帳により確認できるものの、申立期間②の保険料が過年度納付された形跡は見当たらない。

なお、申立人は、申請免除されていた昭和59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料（7万4,640円）及び同年4月から61年3月までの期間の保険料（8万880円）について、平成6年3月30日付けで追納申込みをした上、約8万円ずつ保険料を追納していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立期間③及び④について、E市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、保険料が現年度納付された形跡は見当たらず未納となっていることから、当該期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、過年度保険料は国庫金となるため区役所では納付できず、申立人の夫が3か月ごとに区役所で納付してくれたとの主張とは符合しない。

このほか、申立人の夫又は申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月末日から 56 年 6 月 3 日まで
② 昭和 56 年 6 月 4 日から同年 9 月 30 日まで

株式会社Aと有限会社B（現在は、株式会社C）の標準報酬月額を確認したところ、記憶している支給給与額と比べて、大幅に低い額になっているので、調査の上、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与総支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る申立人の給与総支給額及び事業主が源泉控除した厚生年金保険料額の両方の額について認定することとなり、これらが認定できない場合には、特例法に基づく標準報酬月額の認定を行うことができない。

申立期間①について、株式会社Aは、既に厚生年金保険の適用事業所で

はなく、当時の事業主も亡くなっている上、当時の事業主の親族は、「申立期間当時の資料等は保管しておらず、申立人の申立期間に係る給与総支給額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における給与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人についてのみ標準報酬月額が低く届け出られていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、複数の元同僚に照会したが、自身の標準報酬月額が事実と反して低く届け出られている旨の供述は無い上、申立人の申立期間①における給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に係る供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、株式会社Cの事業主は、「申立期間当時の資料等は保管しておらず、当時のことは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②における給与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、上記事業主は、「申立期間当時は、社会保険事務所（当時）等の調査もあったようだが、特に指摘を受けたことはなかった。」と供述している。

さらに、複数の元同僚に照会したが、自身の標準報酬月額が事実と反して低く届け出られている旨の供述は無い上、申立人の申立期間②における給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に係る供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで
昭和 44 年 8 月 1 日から 46 年 3 月末日まで、A社で、医師として勤務していたが、オンライン記録ではそのうち、44 年 8 月 1 日から 45 年 9 月 1 日までの期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得いかないので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在職証明書及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において、同社に非常勤嘱託員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人のオンライン記録上の適用事業所となっているB社の後継事業所であるC社には、申立人に係る資料は保管されておらず、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる供述を得ることができない上、複数の同僚が、「申立期間の頃は、非常勤職員は厚生年金保険に加入していないのが一般的であったが、申立人が厚生年金保険の資格を取得している昭和 45 年 9 月頃から加入させるようになったと思う。」と供述している。

さらに、申立人のB社における雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から 60 年 2 月 1 日まで

夫はA社を退職してから、B社に入社するまでの期間にC市D区のE社という事業所に勤務していた。厚生年金保険にも加入していたはずなので、調査の上、記録を認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録から、申立期間のうち、昭和59年8月から同年12月までの期間にC市F区に所在する株式会社G（E社H店）に勤務していたことが確認できるため、同社の当時の事業主に照会したところ、期間を特定できないものの、同社で勤務していたことを記憶している旨の回答をしており、同社で勤務していたことが認められる。

しかし、株式会社Gは、当時の賃金台帳等関連資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、上述の当時の事業主は、申立人は正社員ではなかったため、厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答をしている。

さらに、株式会社Gに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間当時の二人の同僚に照会したが、回答があった一人は申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録についても確認できな

い。

また、株式会社Gに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も無いことから、申立人の加入記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 6 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は昭和 42 年 3 月高校を卒業して、大学受験のため浪人することになり、同年 5 月の連休明けに知人の紹介で、A 株式会社に入社した。受験勉強に専念するために同年 12 月末で退職したが、この期間の記録がない。秋には社員旅行へ行き、退職後には会社から年金手帳を受取った記憶があるので、社員として勤務していたことは間違いない。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の元同僚が保管する社員旅行で撮影した写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社は合併により解散しており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が記憶する元同僚の名前は、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において見当たらない上、複数の元同僚が、「申立期間当時、社会保険に加入していない女性パート事務員や、アルバイト従業員が勤務していた。」と供述していることから、当該事業所においては、必ずしも全ての従業員について、入社後直ちに、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

加えて、雇用保険の加入について B 労働局に照会したが、申立期間にお

いて、申立人のA株式会社における加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から39年11月1日まで
申立期間について、A株式会社B支店に勤務し、集金業務の仕事をしてきたが、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当時の家計簿の記載内容及び申立期間当時、A株式会社B支店に勤務していた複数の元従業員の回答から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、集金業務に従事していた可能性はうかがえる。

しかし、A株式会社B支店の元支店長は、「当時、厚生年金保険には正規従業員のみが加入しており、集金業務に従事していた者は、非正規従業員であったため厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

また、上記の複数の元従業員も、集金業務を担当する従業員については、正規従業員とは異なり厚生年金保険に加入していなかった旨回答していることから、当時、A株式会社B支店においては、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。